

順序	手続項目	提出先 (受領者)	備 考	様 式	条 例 (施行規則)
1	計画標識設置		<ul style="list-style-type: none"> 開発事業区域内の道路に面する部分に地上から概ね1mの高さに設置すること。 2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。 ※計画標識は2面あります ※事前協議書の提出時に写真を提出 工事完了まで掲示すること。 ・雨風により容易に破損しないものとする。 	開発計画に関する 標識 (様式第11号)	第20条 (第18条)
2	事前協議書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議書書類作成要領に基づき作成すること。 提出部数 10部 (都市計画法第29条の許可を要するものは+1部) 	事前協議書 (様式第7号)	第19条 (第16・17条)
3	周辺説明の実施		<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民(※欄外参照)への説明について自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。 【説明会を行う場合】 説明会を行う場合は、開催日の7日前までに計画標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。 説明会を欠席した周辺住民へは、下記説明資料を配付し、説明を求められた場合は、応じること。 【説明会以外の方法で説明を行う場合】 自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ市長に報告すること。(別途様式あり) 説明会以外の方法で周辺説明を行う場合は、その旨を計画標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。 【説明する事項】 開発計画等の説明及び下記の事項を十分に理解されるよう配付資料を用いて説明しなければならない。 計画説明実施報告書(第2面)に下記の事項を記載してください。 ■開発計画の概要に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 開発事業区域の位置、形状、及び面積 建築物の用途、規模、構造等 建築物の開発事業区域における位置及び周囲の建築物の位置 公共施設等の施工計画 造成計画 工事期間、工法、作業時間及び工事車両の運行計画 中高層建築物にあつては、当該建築物により予想される日影の範囲 中高層建築物にあつては、当該建築物により予想される電波障害の範囲及びその対策 特定用途建築物にあつては、当該建築物の利用に関する事項 その他市長が必要と認める事項 ■計画説明実施報告書の縦覧に関する事項 ■意見書の提出に関する事項 ※提出期限があります(順序4・5参照) ■意見書に対する見解書の送付に関する事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、市長が必要と認める事項 【説明時の配付書類】 上記の説明事項を記載した図書、その他開発計画を説明するために必要な図書を配付すること 		第21条 (第19・20・21条)
4	計画説明実施報告書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> 提出するときは、あらかじめ標識に提出年月日を記載すること。 計画説明実施報告書(第2面)には上段の説明事項を記載してください。 提出のあった日から7日間(大規模開発事業は14日間)縦覧されます。 ※算入しない期間あり 【添付書類】 ○周辺住民範囲図 ○説明に使用した図書(上段の説明時の配付書類) ○標識へ説明の方法、実施日時及び期間の記載されたことが確認できる写真 ○その他、市長が認める図書 提出部数 1部 	計画説明実施 報告書 (様式第12号)	第22条 (第22・23・24条)

周辺住民：次のアからエまでのいずれかに該当する者をいう。

- ア) 事業区域の境界線からの水平距離(中規模開発事業：15m(中高層建築物の場合は高さの2倍)、大規模開発事業：25m又は建物高さの2倍(最大50m))の範囲内の区域において、「土地の所有権を有する者」及び「建築物の所有権」又は「権原に基づく占有権を有する者」
- イ) 中高層建築物の建築により、テレビジョン放送の電波の著しい受信障害が生じると予想される範囲内に土地の所有権を有する者等
- ウ) 「開発事業区域が属する自治会の代表者」及び「アに該当する者が属する自治会の代表者」
- エ) 開発事業に係る工事により、その構造が変更される水路又は開発事業区域から放流される雨水等の第一次放流先となる水路を利用する者で組織された団体その他これに類するものの代表者

「中高層建築物」：高さが10メートルを超える建築物又は階数(地階を除く。)が4以上の建築物。

順序	手続項目	提出先 (受領者)	備 考	様 式	条 例 (施行規則)
5	意見書の提出	市を経由し 開発事業者へ	・「開発計画の説明を受けた日」から「計画説明実施報告書の縦覧の期間満了日」まで市役所にて意見書を受付。(市役所を経由し、開発事業者へ到達)	意見書 (様式第13号)	第23条 (第25条)
6	見解書の送付	意見書提出者	・意見書受領後、速やかに意見書提出者へ送付すること。 ・見解書に対して説明を求められた場合は、応じること。	見解書 (様式第15号)	第24条 (第26条)
7	見解書の写し提出	河内長野市	・意見書提出者へ見解書を提出した後、速やかに都市企画課へ見解書の写し(1部)を提出すること。		
8	事前協議指導事項 通知書の受領	開発事業者	・各担当部署分をまとめて通知します。		第19条 (第17条)
9	事前協議指導事項 回答書の提出	河内長野市	・事前協議指導事項通知書の内容を十分に理解した上で各担当部署へ回答してください。	事前協議指導事項 回答書 (様式第16号)	第25条 (第27条)
10	開発協定締結申出 書の提出	河内長野市	【提出書類 3部】 ○開発協定締結申出書(1部) ○委任状(1部) ○位置図 ○現況図 ○土地利用計画図 ○事前協議指導事項通知書(写し)及び回答書(写し) ○周辺住民範囲図 ○計画説明実施報告書(写し) ○意見書(写し)及び見解書(写し) ○その他市長が必要と認めるもの	開発協定締結申出書 (様式第21号)	第28条 (第32条)
11	開発協定の締結	河内長野市	・開発協定を締結してから法的手続を行うこと。 ・協定締結後、速やかに標識に締結年月日を記載すること。 ・締結した日から1年を経過する日までに、開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認等の申請等を行わないときは、その効力は失われます。		第28条

※事前協議指導事項通知書の交付に要する標準的な処理期間は下表のとおりです。

開発事業の規模	帰属等を受ける公共施設があるもの	帰属等を受ける公共施設がないもの
大規模開発事業	45日	30日
中規模開発事業	30日	20日